



# 肢体不自由

## 【4. 肢体不自由構成】

1. 肢体不自由とは (P.131)

2. 損傷部位・病名 (P.133)

参照

3. ニーズ一覧 (部位別) (P.135)

4. ニーズ一覧 (時間別) (P.140)

参照

参照

5. ニーズ一覧 (場面別) (P.143)

6. 支援体制の継続的な見直し (P.158)

# 1 肢体不自由とは？

肢体不自由については様々な定義がありますが、ここでは文部科学省の教育支援資料における定義を紹介します。

「肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいう。肢体不自由の程度は、一人一人異なっているため、その把握に当たっては、学習上又は生活上どのような困難があるのか、それは補助的手段の活用によってどの程度軽減されるのか、といった観点から行うことが必要である。(教育支援資料、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課、平成25年10月)」

この定義を理解するためのポイントを挙げてみます。肢体不自由とは、①生活や学習に関する動作（運動や姿勢と言い換えることもできます）の困難であること、②様々な程度の困難があること、③実態の把握にあたっては、支援などによって困難がどの程度軽減されるのかという観点が重要であること、④様々な身体部位における困難があること、⑤様々な医学的原因があること、を挙げることができます。

肢体不自由について述べた法律の中から身体障害者福祉法と学校教育法の2つについて紹介します。

**身体障害者福祉法**（最終改正：平成26年6月13日）の第四条では、「この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある十八歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。」と述べています。以下に別表の肢体不自由の内容を引用しておきます。

- 1 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの
- 2 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
- 3 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
- 4 両下肢のすべての指を欠くもの
- 5 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの
- 6 1から5までに掲げるもののほか、その程度が1から5までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害

**学校教育法**（最終改正：平成26年6月27日）の第七十二条では、「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」と述べています。さらに、第七十五条で「第七十二条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で定める。」と述べています。そこで、学校教育法施行令（最終改正：平成25年8月26日）を見てみると、第二十二條の三において「法第七十五条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。」と記載されています。以下に表の肢体不自由の内容を引用しておきます。

区 分	障害の程度
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの

## 2 損傷部位・病名

※運動機能障害についてのみ示します。また、合併症などについては関連する障害の章を参照してください（例えば「てんかん」→病弱・虚弱の章（P. 160）を参照）。

※部位別の参照については、対象となる学生の状態に応じて参照してください。

※障害が重度の場合は、特定の部位だけでなく全身に注意してください。

※肢体不自由はビジブル（visible）であり外見的にわかりやすい障害に思えますが、かえってわかりにくいこともあります。例えば上肢はあるのに十分力が入らない、持てない、あるいは上がらない、力のコントロールができない、などです。少し歩けても長距離は移動できないこともあります。また、運動機能以外に障害を併せ有することもあります。以下の説明を参考としつつ、具体的な困難やニーズは学生本人に確認することとしてください。

損傷部位・病名		解説	部位別参照
脳	脳血管障害	脳血管が破れたり（→出血）、詰まったり（→虚血）することで脳の細胞に栄養や酸素が供給されなくなり、脳の細胞が壊れてしまいます（脳損傷）。いわゆる脳卒中が典型ですが、一般に中高年にみられるものであることから、ここではモヤモヤ病（※1）や急性小児片麻痺（※2）などを想定しています。脳細胞が損傷を受けると筋がつっぱる痙性運動麻痺（※3）などになります。自分で歩ける状態から車いすが必要な状態までといったように、移動機能や手指機能の障害には幅があります。	上肢 下肢 全身 その他
	頭部外傷の後遺症	交通事故、スポーツなどで頭部に著しい衝撃を受け、脳細胞が壊れる（脳損傷）ことで、筋がつっぱる痙性運動麻痺（※3）などの後遺症を残します。自分で歩ける状態から車いすが必要な状態までといったように、移動機能や手指機能の障害には幅があります。	上肢 下肢 全身 その他
	脳性まひ	受胎から新生児期（生後4週以内）の間になんらかの原因で受けた脳損傷の結果、姿勢・運動面に異常をきたしたものをいいます。いくつかの型に分けられます。筋がつっぱる痙性運動麻痺（※3）を示す「痙直型」や、ゆっくりねじるような、あるいはふらふらする不随意運動を示す「アテトーゼ型」が一般的です。自分で歩ける状態から車いすが必要な状態までといったように、移動機能や手指機能の障害には幅があります。	上肢 下肢 全身 その他
脊髄・末梢神経	脊髄損傷	スポーツでの事故や交通事故などによって、脊髄が損傷を受け、損傷部位から下の脊髄機能が失われた状態で、腕や足を動かせなかったり姿勢を保てなかったりします。脊髄のどの位置で損傷を受けたかによって、自分で歩ける状態から車いすが必要な状態までといったように、移動機能や手指機能の障害には幅があります。	上肢 下肢 全身 その他
	二分脊椎	胎児期における器官発生障害で、主に腰の脊椎の癒合不全（※4）によって、脊髄が腰から突出するなどした状態です。その結果、そこから下の脊髄機能が失われます（脊髄損傷と同様の状態）。主に下肢機能が失われます。膀胱直腸障害もみられます。	下肢 その他

損傷部位・病名		解 説	部位別参照
脊髄・末梢神経	シャルコー・マリー・トゥース病	遺伝性の末梢神経疾患で、手足などの末端から運動及び感覚神経の機能が障害されます。自分で歩ける状態から車いすまでといったように、移動機能や手指機能の障害には幅があります。	上肢 下肢 全身 その他
	ALS(筋萎縮性側索硬化症)	筋肉を動かせる神経機能が失われるために、動いたり、呼吸したりすることができなくなる原因不明の疾患です。多くの場合は、手指の使いにくさや話しにくさといった症状で始まり、進行していき、要介助で人工呼吸器使用となります。	上肢 下肢 全身 その他
筋	筋ジストロフィー	筋そのものが衰え萎縮していきます。いくつかの型があります。最も多い「デュシェンヌ型」は、症状が進んで15歳頃には要介助となり、さらには人工呼吸器が必要になります。デュシェンヌ型の軽度のタイプで15歳を過ぎても歩行可能な「ベッカー型」は、下腿の筋が萎縮します。	全身 その他
骨	骨形成不全症	生まれつき骨が著しくもろく、成人までは骨折が多かったりします。	上肢 下肢 全身 その他
	変形性股関節症	股関節の軟骨がすり減って、関節の可動域制限や、筋萎縮による筋力低下、患側下肢の短縮、それらによる跛行(※5)といった症状がみられます。日常生活上の注意として、いす・洋式トイレ等の洋式生活が望ましい、激しい運動や長時間の立位・歩行等は避ける、といったことがあります。	下肢
	四肢における欠損・形成不全	先天奇形、指や腕の欠損などがある場合です。	上肢 下肢
	切断	事故などで四肢を切断した場合です。	上肢 下肢

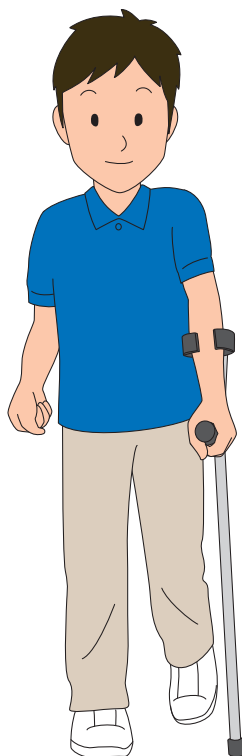
- ※1 モヤモヤ病：  
脳の大きな動脈がうまく機能せず、それを補うために異常に毛細血管が発達した状態。そのため出血等が起こりやすい。
- ※2 急性小児片麻痺：  
健康な6歳以前の乳幼児が突然に半身に痙攣などを起こし、原因不明のまま片麻痺を残す疾患群を総称している。
- ※3 痙(けい)性運動麻痺：  
からだの動き、すなわち筋肉の緊張の調節を司る神経(脳の細胞など)の損傷によって筋肉の強い緊張(または筋緊張の低下)とそれによる運動の困難が生じた状態。典型的には、脳卒中によって生ずる片麻痺があり、からだの半分が麻痺して、見た目には、腕は曲がった状態で、足はつっぱった状態で固まってしまう(見た目にはわかりにくい、口の動きや胴体の動きなども実際には制限されていたりする)。
- ※4 脊椎の癒合(ゆごう)不全：  
脊椎(脊髄を覆う骨)は、胎児期において脊髄を覆うように背中側が閉じるようにして形成される。このとき、うまく閉じる(癒合)ことができない(不全)と、そこから脊髄が脱出してしまったりして、二分脊椎となる。
- ※5 跛行(はこう)：  
患側の足を出そうとしたとき、同側の骨盤が下がってしまい、代償的に上半身が反対側へ傾く歩き方。

### 3 ニーズ一覧（部位別）

部位別	解 説	場面別参照
上 肢	<p>両上肢の障害か一側（片側）の障害かによって、あるいは上肢のどの部分の障害かなどによって、生活の困難が異なります。欠損だけでなく、まひや萎縮などによって物の操作が困難な人もいるため、外見上の障害はなくとも、思うようにコップやペンを持たない、力が入らない等の困難を示す人もいます。</p> <p>ノートテイク、機器操作、図書館利用、資料整理、ドアや鍵の開閉、荷物の持ち運び、食事等の面でニーズがあります。特に両上肢に障害がある場合には、配慮すべき場面が多くなると思われます。また、介助者の利用も必要となることがあるでしょう。</p> <p>体育や実習などあらかじめ困難が見込まれる場合には、本人と関係者が協議して対応します。</p> <p>試験時の配慮は、学習時の配慮に準じることとなります。筆記解答が困難な場合は、パソコンによる解答などの対応を含めて検討します。</p>	<p>5-19～23 座って学習</p> <p>5-24・25 立って学習</p> <p>5-26 体育実技</p> <p>5-30 書籍検索</p> <p>5-31 書架検索</p> <p>5-32 書籍取り出し</p> <p>5-34 特別カリキュラム</p> <p>5-38 学習室</p> <p>5-39 休憩室</p> <p>5-40 トイレ</p> <p>5-41 健康診断</p> <p>5-44 学外連携</p>



部位別	解 説	場面別参照
下 肢	<p><b>杖、義肢等補装具の利用</b></p> <p>体幹（胴体）や上肢（腕）、下肢（脚）それぞれの状態に応じて杖等を使います。上肢や体幹の支える力がどの程度あるかなどによって選択されます。</p> <p>移動、実験室・実習室や特殊施設の利用、自転車、段差・溝、駐車場、電車・バス、通学等の面でニーズがあります。車いす利用者よりも段差などのバリアとなるものは少ないものの、困難さは人によって大きく異なることに留意します。また、授業間の移動などを含め、素早く長距離の移動を行なう際には難しいことがあるので、授業計画や教室配置などを確認します。自動車の利用が可能な場合は、駐車場について検討します。体育や実習などあらかじめ困難が見込まれる場合には、本人と関係者が協議して対応します。</p>	<p>5-1～17 移動 (車いすに関する記述除く)</p> <p>5-18 学習全体</p> <p>5-19 講義・ゼミ</p> <p>5-24・25 立って学習</p> <p>5-26・27 動いて学習</p> <p>5-30～33 図書館</p> <p>5-34 特別カリキュラム</p> <p>5-36～43 学内生活</p> <p>5-44 学外連携</p> <p>5-45 災害時の支援</p>





部位別	解 説	場面別参照
下 肢	<p><b>手動車いす利用</b></p> <p>下肢が不自由で歩けない人だけでなく、少し歩けても長距離移動など困難な人も車いすを使う必要があります。上肢とそれを支える体幹の力が十分な人は手動車いすとなります。(障害の程度が重度である場合や、自分で車いすを操作せず介助を利用する場合には、【電動車いす利用】【上肢】【上肢・下肢の障害～全身性障害】の項も参照してください)</p> <p>車いす利用者の困難は、移動場面のバリア(段差、斜面等)や、利用設備が合わないこと(机の高さが違う、入れない等)、空間が十分確保されていないこと(入れない等)によって生じることが多くあります。</p> <p>移動、部屋の入退室・利用、エレベーター、自転車、段差・溝、駐車場、電車・バス、実験室・実習室や特殊施設の利用、通学等の面でニーズがあります。利用の想定される教室などについては、車いす利用を前提としてあらかじめ調整します。例えば実験室・実習室では、室内での机の調整や、他の学生との動線交差が少ない配置を検討することで、リスク軽減を図りつつ授業参加させることができます。</p> <p>屋外移動については、主な移動経路の検討(動線確保)を手始めに範囲を広げていきます。設備改修を含む大きな課題は入学前から検討することが必要です。その際に入学式前後やオリエンテーション時期など大学生活に慣れるまでの対応を検討できると良いでしょう。しかし入学後に改めて行動範囲・動線に沿った課題の確認が必要となることがあります。なお、傘をさせないため、雨天時の屋外移動に困難があります。上肢に障害のある人は、独力で合羽を着ることも難しいかもしれません。また雨の中、車いすを操作することは容易ではありません。</p> <p>トイレや褥瘡(じょくそう)(床ずれ)の配慮が必要なこともあります。また、教室・研究室だけでなく、図書館の利用、食堂、喫茶室、購買店舗、実習施設、講堂等の利用についても検討の必要なことがあります。部屋のドア開閉が困難な場合があることにも留意しましょう。</p> <p>試験時の配慮は、学習時の配慮に準じることとなります。</p>	<p>5-1～17 移動</p> <p>5-18 学習全体</p> <p>5-19 講義・ゼミ</p> <p>5-24・25 立って学習</p> <p>5-26・27 動いて学習</p> <p>5-30～33 図書館</p> <p>5-34 特別カリキュラム</p> <p>5-36～43 学内生活</p> <p>5-44 学外連携</p> <p>5-45 災害時の支援</p>



部位別	解 説	場面別参照
下 肢	<p><b>電動車いす利用</b></p> <p>自分で車いすを操作する筋力は十分ではないが、軽いレバーなどを(手あるいはその他の部位で) コントロールできる人は電動車いすを利用できます。手動車いすに近い形状で簡易な駆動装置(バッテリーやモーターなど) を付けたタイプの電動車いすもあります。また、ハンドル形電動車いす利用者も含まれます。</p> <p>ニーズは手動車いすと同じ部分もあるので、【手動車いす利用】の項も参照してください。(上肢の障害による困難については【上肢】の項も参照してください。)</p> <p>加えて、以下の点に注目します。</p> <p>電車・バス利用の際には手動車いすよりも重量があるので介助などの検討をします。一定時間動けますが、定期的に充電が必要です。また、上肢・体幹等の不自由が大きい場合が多いので、ドアの開閉や図書館・食堂等の施設利用の際にはいっそう困難があることも留意します。また、学習・研究、食事、トイレ利用を始めとして介助者を利用する機会も多くなります。そのため介助者の確保と調整・マネジメントの体制を整える必要が大きくなるかもしれません。</p> <p>試験時の配慮は、学習時の配慮に準じることとなります。筆記解答が困難な場合は、パソコンによる解答などの対応を含めて検討します。</p> 	<p>5-1～17 移動</p> <p>5-18 学習全体</p> <p>5-19 講義・ゼミ</p> <p>5-24・25 立って学習</p> <p>5-26・27 動いて学習</p> <p>5-30～33 図書館</p> <p>5-34 特別カリキュラム</p> <p>5-36～43 学内生活</p> <p>5-44 学外連携</p> <p>5-45 災害時の支援</p>

部位別	解 説	場面別参照
上肢・ 下肢の 障害～ 全身性 障害	<p>上肢・下肢・体幹等の障害が重度で、介助者を利用しながら学習・研究・生活をする人は、【手動車いす利用】【電動車いす利用】の項と同様のニーズがあるとともに、介助者マネジメント（募集、介助方法の伝達、介助ローテーションの調整、その他調整管理）などが重要になります。また、生活支援とのかかわりがいっそう強くなります。</p> <p>全身の障害が重度の場合、嚥下（飲み込み）やかっ痰（痰を出す）、呼吸、体温調節等の種々の困難が伴うことがあります。</p> <p>試験時の配慮は、学習時の配慮に準じることとなります。筆記解答が困難な場合は、パソコンによる解答などの対応を含めて検討します。</p> 	5. 場面別すべて参照してください
その他	<p>発語の困難やコミュニケーションにニーズがある人もいます。□～あご・のど・体幹周囲の筋肉等（構音器官）や呼吸のコントロールが困難なために聞き取りにくくなるのが主な原因です。コミュニケーションボード（文字盤）、携帯用補助装置（5-35イラスト）など様々な工夫でやりとりできますので、活用してください。</p> <p>また、内部機能障害や感覚障害、高次脳機能障害等を併せ有することもあります。（→内部機能障害については、「5. 病弱・虚弱」（P. 159）を参照してください）（→視覚、聴覚に関する感覚障害については、「2. 視覚障害」（P. 23）、「3. 聴覚障害」（P. 65）を参照してください）（→高次脳機能障害については、「6. 精神障害」（P. 213）を参照してください）</p> <p>さらに知覚障害への配慮が必要な人もいます。図地弁別（※）が困難なために、同時に提示された複数の情報の中から必要な情報を取り出すことが難しい場合や、空間認知の困難から、慣れた構内でも迷う場合があります。同時に提示する情報量を絞る、注目してほしい箇所を色で区別する、移動ルートで目印となるものをあらかじめ確認しておく等の工夫を、本人と関係者が協議して検討します。</p> <p>※【図地弁別（ずぢべんべつ）】</p> <p>私たちがものを見たり聞いたりするときには、背景からその対象を分離して知覚します。この際、背景から切り離して知覚される部分を図といい、背景として退けられる部分を地といいます。</p> <p>例えば、板書された文字を知覚する場合、文字が図であり、黒板（文字が書かれていない部分）が地となります。</p> <p>この図と地を区別して捉えることを図地弁別といいます。</p>	5-23 パソコン使用  5-35 コミュニケーション  5-41 健康診断  5-44 学外連携

肢体不自由

# 4

## ニーズ一覧（時間別）

支援が必要な場面	どのような困難があるか・どのような支援が考えられるか		場面別参照
I 入学まで	1 入学試験前	(困難) 自分の学びたいことを明確にする。(将来変更することがあっても、進学希望をするとき「何を学びたいか」、「どの分野を学ぶか」を明らかにする。)	
		(支援) オープンキャンパスなどで、助言・アドバイスをする。保護者、高校の担任・進路指導担当者と連携をとり、必要な助言をする。学ぶことを主としつつ、サークル活動、アルバイトなどを含めた学生生活をイメージできるアドバイスをする。	
		(支援例) オープンキャンパスなどで、障害学生対応ブースを設けて相談活動をする。	
	1 入学試験前	(困難) 自分の障害について認識を深め、他の人に説明できるようにする。	5-1~17 移動
		(支援) 自分の障害について、改めて学び直し、「自分でできること」、「支援を得てできること」、「自分のニーズ」がどのようなことか、周囲の人々や学習環境も視野に入れて、入学までに説明できる力を育てるようにアドバイスする。	
		(支援例) 入学相談活動の中で、情報提供する。	
	2 入学試験	(困難) 自分の障害の程度で、自宅通学か、下宿生活か、それぞれの場合の学校までの移動手段を確認する。	5-20 テスト
		(支援) 実際に移動して（ヘルパー同伴も含めて）、自分で確認すること、公共交通機関を利用する場合は、その方法を確認しておくようにアドバイスする。	
		(支援例) 受験上の配慮が可能か、また受験上の配慮の内容を確認する。受験上の配慮の情報を提供する。受験配慮願ひ等の提出を求める学校であれば、提出するよう伝える。合否判定に不利になることはないことを伝える。	
3 合格し入学	(困難) ①所定時間内での解答困難 ②鉛筆などによる書字解答困難 ③所定の試験場所での受験困難	5-44 学外連携	
	(支援) 上肢の障害で答案筆記に時間がかかる場合は、時間延長を配慮する（※1）。パソコンを使用したり、代筆やチェック解答を認めたりする場合もあり、別室受験を認める場合もある。大学入試センター試験における障害学生への受験上の配慮を参考にすると良い。(P. 262)		
	(困難)	入学後、下宿生活や通学に、障害者自立支援法等、自分の居住する市区町村で自分の所持手帳でどのような支援制度が活用できるか確認し、志望校のある地域で利用できるか確かめる。	
	(支援)	支援制度活用について情報を提供する。	

支援が必要な場面		どのような困難があるか・どのような支援が考えられるか		場面別参照
Ⅰ 入学まで	3 合格～入学	(困難) (支援)	入学後の移動手段は、手動車いす、電動車いす、または杖等、どの方法にするかを、合格した学校を見学して選ぶ。学習することを最優先して移動手段を検討する。 障害の程度によって、日常の移動が筋力の衰えや萎縮などを防ぐことにつながっている場合もあるが、学習することを優先に考え、筋力トレーニング・矯正は別に計画することが必要であることなどをアドバイスする。	5-1～17 移動
		(困難) (支援)	学内移動がどの程度可能か、教室・図書館・研究室・食堂・トイレ等での支援はどの程度必要か確認する。 学内移動がどの程度可能かは、実際に移動して確かめることをアドバイスする。学内移動に困難があることを確認した後、物理的なバリアがあり修学等に困難な場合は、施設設備の改修を検討する必要がある。	
		(困難) (支援例)	①学生生活を自分なりに具体的にプランニングする。 ②自分に必要な支援について自分で説明できるようにする。 ③学校の中で地震や火災などが発生したとき、どのように避難するか考えておく。 合格後、障害学生支援について面談を行ない、高校までと違った学生生活、学習スタイル、学校が行なっている支援について情報を伝え、障害の種類、程度に応じて、当人の状況に応じた学生生活について話し合う。	5-45 災害時の支援
Ⅱ 学習支援	1 授業全般	(困難) (支援)	実験室で実験台を使用しての実験、設計図の製図作成実技、調理室での実習等で、車いす利用ではその授業に参加しにくいことがある。 室内の机や実験台等を調整したり、車いすの動線交差が少ない配慮を検討したりして改善する。グループで実験する際にはそれぞれのポジションを相談したり、車いす学生の役割を明確にするなどして、共同の実験を実感できるよう配慮する。	5-18～34 学習全般
		(困難) (支援)	紙の取扱いが困難。 レジュメ・資料をデータで送付する。	
		(困難) (支援)	ノートをとることが困難。 ポイントテイク（※2）、ノートテイクを配置する。	
		(困難) (支援)	講義中に、感想文やレポートを書くことが困難。 担当教員と相談して、レポートをEメールに添付して、後ほど提出する。	
		(困難) (支援)	学外の学習においては、移動の際の交通手段、エレベーターの有無、段差などがバリアになることがある。教育実習、福祉実習等で、車いす学生が活動に参加できない場面がある。 あらかじめ移動の手段を確保しておく。必要な場面において介助者の配置をする。資格取得の実習においては、実習先と事前に綿密な連絡相談を行ない、車いす学生本人主体の学習内容を確認して臨むようにする。	

(※1) 試験時間は、肢体不自由の状況に応じて延長する。または、大学入試センター試験の基準に準じて延長時間を決定する。

(※2) ポイントテイクは、支援を受ける学生の指示により板書や講義の要点を書き取る他、教員がテキストやレジュメを読み上げるときに、ページをめくる等の支援を行なう。

(日本福祉大学 障害学生支援センター「障害学生とサポート学生のためのキャンパスガイド」より)

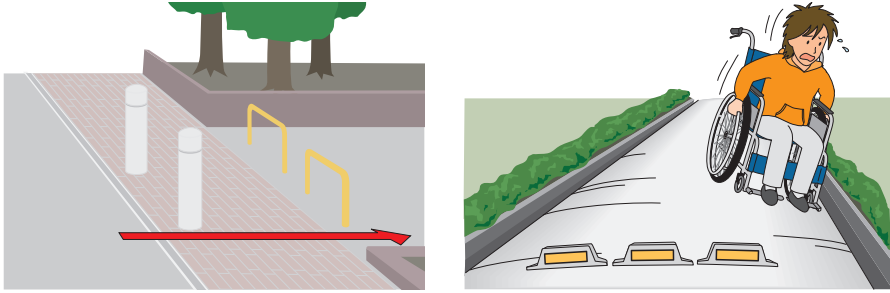
支援が必要な場面		どのような困難があるか・どのような支援が考えられるか		場面別参照
Ⅱ 学習支援	1 授業全般	(困難) (支援) (支援例)	通院時の欠席。 障害があることに起因する通院に対する配慮をする。 合格後の面談後、必要に応じて、担当者が相談活動を行ない、本人がセルフコーディネイトできるようにアドバイスする。	5-18~34 学習全般
	2 試験	(困難) (支援)	筆記による解答に時間がかかる。 時間延長も配慮する。(P. 141※1)	
		(困難) (支援)	個室など必要な場合がある。 別室受験を可能とする。	
Ⅲ 就職支援	1 就職	(困難) (支援)	情報収集すること。 情報提供する。	
		(困難) (支援) (支援例)	自分の力量と障害の程度と就職希望先とのマッチング。 相談活動をする。 キャリア開発部、学生生活相談等の部署で相談活動をしている学校がある。外部の障害学生就職支援組織との連携を進めて成果を上げている例もある。	
	2 卒業後	(困難) (支援) (支援例)	継続して働くことや、障害があることによる職場でのトラブル。 職業相談所などとの連携のとり方をアドバイスする。 卒業生との連携の中で、部分的に支援を行なっている例はある。	5-44 学外連携
Ⅳ 災害時の支援	1 授業時間	(困難) (支援)	即座に一人で避難する。 ・避難の際、周囲への支援を依頼することがあるので、緊急時にどのような支援が必要か記載したものを常に身につけておくよう指導し確認する。 ・緊急時にその場で支援方法を伝える準備をしておく。 ・車いすで避難するか、担架などを使うか等、計画を立て、避難訓練を実施しておく。	5-45 災害時の支援
	2 授業時間外	(困難) (支援)	・一人住まいで避難しにくい。 ・避難情報が得にくい。 ・家主、隣の住人、学友との連携をとれる体制を整えておく。 ・携帯メール他、各種ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)等学生が利用しやすいツールを活用した連絡体制を整え、大学と学生相互の連絡を可能にしておく。 ・ヘルパーとの連携を常にとっておく。 ・学生の居住する自治体と災害時避難体制の連携をとっておく。	5-45 災害時の支援

# 5 ニーズ一覧（場面別）



## ニーズ一覧（場面別）

### 1. 移動

No.	困難さ・考えられる支援の観点	参 照
5-1	<p><b>(1) 全体</b></p> <p>車いす使用の場合、または杖使用の場合によって、困難の内容や程度は異なってくる。屋外の道路では、幅は十分か、段差、舗装のでこぼこ、両側の斜面、坂道、階段、横断歩道の段差の有無、駐車や駐輪の状態等々の多様な観点からチェックする必要がある。もちろん、学内の施設等で行けない場所はないかの確認も必要である。そのため、車いすで実際に移動してみて確認すると良い。さらに、杖の場合には両手での杖使用及び片手での杖使用で実際に移動してみることが大事である。</p> <p>意外に気がつかないことだが、点字ブロックが車いすの移動困難の一因になることもあるので、点字ブロックの敷設の仕方を工夫することが必要である。（「2. 視覚障害」P. 49参照）</p> <p>屋内においても上記と同様の確認が必要である。屋内の場合には、通路に荷物が置いてあって通りにくくないか・机やテーブルやいすが移動の邪魔にならないか・出入り口に段差はないか・建物にアクセスするスロープはあるか、さらに複数階の建物では、エレベーターや階段昇降機が設置されていて使いやすいか、各ドアは開けやすいか（車いす使用時、杖使用時には両手がふさがって開けにくさが増すことがある）についての確認が必要である。</p>	
5-2	<p><b>(2) 屋外</b></p> <p><b>a. 道路一段差</b></p> <p>（困難）小さな段差でも、車いすや杖の場合には動きが困難になることが多い。</p> <p>（支援）道路の段差、建物の入り口やドア付近の段差をチェックする。</p>	5-10 出入り
5-3	<p><b>b. 道路一溝</b></p> <p>（困難）溝のふたが鉄柵の場合、その隙間に車いすの前輪がはまって動けなくなる恐れがある。車いすの前輪は小さいことに留意してほしい。</p> <p>（支援）コンクリート製のふたにする。あるいは、鉄柵の幅を狭くして、車いすの前輪がはまらないようにする。</p>	
5-4	<p><b>c. 道路舗装道路と未舗装道路</b></p> <p>（困難・支援）道路はでこぼこでなく、滑らかで水平な舗装にする。マンホールなどがあって、くぼんでいると車いすを動かしにくい。チャッターバー（道路鋏）も障害となる。</p>	

No.	困難さ・考えられる支援の観点	参 照
5-5	<p>d. 道路一車止めのある道路</p> <p>(困難) 車止めをよけて通るときに、「端に溝があって落ちそうで危ない、車いすで通れる広さの幅がない」などの困難がある。チャッターバー（道路鋏）も同様である。</p> 	
5-6	<p>e. 坂道</p> <p>(困難・支援) 車いすでの登りは大変であるので、傾斜を緩やかなものにし、途中にフラットで小休止できる場所を設置する。杖使用者についても同様に考える。</p>	5-8 屋外スロープ
5-7	<p>f. 階段</p> <p>(困難) 車いすや杖を使用している場合には、階段の利用は著しく困難になる。車いすや杖を使用しない肢体不自由学生では、階段に手すりがあると昇降の助けになる。階段の段の端に滑り止めのゴムがついている階段があるが、この滑り止めゴムが厚い場合には、足が引っかかって転倒などが起こりやすいので注意が必要である。階段は、すれ違うときに余裕があるように十分な横幅がほしい。また、急な階段は望ましくない。また、壁が鉄柵などで向こう側が見えたと怖いといった主観的な困難がある場合も認められるので本人に確認が必要である。</p> <p>(支援) スロープを設置することが求められる。</p>	5-8 屋外スロープ
5-8	<p>g. スロープ</p> <p>(困難・支援) 車いすでの登りは大変であるので、以下の配慮が求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 傾斜を緩やかなものにする。</li> <li>・ 車いす操作のために、幅を十分にとる。</li> <li>・ カーブや曲がり角では特に幅を広くする。</li> <li>・ 長い距離のスロープでは、途中にフラットで小休止できる場所を設置する。</li> </ul>	5-6 坂道  5-7 屋外階段
5-9	<p>h. 障害者向けの入構許可証、駐車スペースとその表示</p> <p>(困難・支援) 車の利用が必要であることが多い。そのために、優先的に駐車できるスペースと許可証が必要となる。車への乗降や車から車いすや杖を出す作業には広いスペースが必要である。車の前後左右にゆったりとしたスペースの確保が望ましい。障害者専用駐車スペースの標示も欠かせない。また、学内規則で障害学生の優先使用を規定しておくことも大事である。</p>	




No.	困難さ・考えられる支援の観点	参 照
5-10	<p><b>(3) 屋内</b></p> <p><b>a. 建物・部屋への出入り</b></p> <p>(困難) 出入り口やドア付近に段差があるとドアを開けながら、あるいは、手でドアを開けた状態を保ちながら、車いす操作を同時にしなければならなくなり、移動が困難になる。</p> <p>(支援) ドアの真下の床面をフラットにしておくことが良い。</p>	5-2 段差  5-11 ドア  5-12 自動扉
5-11	<p><b>b. ドア</b></p> <p>(困難・支援) 開閉が一方のドア（入るときは「押す」、出るときは「引く」というドア）は出入りが困難である。車いすを使用している場合、ドアの前まで行ってドアを引こうとすると、車いすがあるためにドアが引けないので、ドアは両方向開きのものが良い。ドアが両方向開きであっても、重いドアは押して開けることが困難である。さらに、軽いドアであっても、押して開いた状態で固定できるドアでないと、開けた状態で車いすを前に進めながらドアが閉まらないように片手で固定しなければならず、両手で車いすの車輪を操作できない。</p> <p>スライド式のドアでは上記の「押す」と「引く」の問題はないが、たとえスライド式ドアであっても、重くて車いすに座った状態や両手で杖を使用しているときには開けにくいドアもあるので、軽い力で開けられるものが良い。</p> <p>ドアの取手も通常のノブ式のものはいけにくい。レバー式で軽くカチャッと押し下げると開くものが良い。なおかつ、開けた後で開いた状態が固定できるものが良い。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>スライド式ドアの例</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>レバー式ドアノブの例</p> </div> </div>	5-10 出入り

No.	困難さ・考えられる支援の観点	参 照
5-12	c. ドア・自動扉 (支援) 自動扉の設置が望まれる。	5-10 出入り
5-13	d. 廊下 (困難) 手すりがあると車いす移動の妨げになることがある。 (支援) 手すりがあっても車いすでの通行に十分な広さにする。また、手すりの前に物を置かない。通路に荷物が置いてあって通りにくくないか確認する。	
5-14	e. 階段 (困難・支援) 車いすや杖を使用している場合には、階段の利用は著しく困難になる。車いすや杖を使用しない肢体不自由の学生では、階段に手すりがあると昇降の助けになる。滑り止めのゴムがついている階段があるが、この滑り止めゴムが厚い場合には、足に引っかかって転倒などが起こりやすいので注意が必要である。階段はすれ違う時に余裕があるように十分な横幅がほしい。また、急な階段は望ましくない。階段のみでは車いす等を利用する学生は上階に移動できないためエレベーター等の設置が必要である。	5-15 屋内スロープ  5-16 屋内エレベーター
5-15	f. スロープ (支援) 屋内・建物の中にもスロープが設置できるのであれば、設置した方が望ましい。ただし、既存の建物に新しくスロープを設置する工事は、費用が多大なものとなる点、工事中に大学の業務に支障をきたす場合もあることや、建物の構造がスロープ設置に耐えられるかなどの多くの点を考慮した上で、実現に向けての検討が必要である。	5-8 屋外スロープ
5-16	g. エレベーター (困難) 障害者用エレベーターが普及してきている。障害者用エレベーターにも幅が狭いものがあり、入る時にスムーズに入れにくいことがある。また、入り口に少しの段差があると入りにくい。エレベーター内の広さは、方向転換が余裕を持ってできるぐらいに十分な広さのあるものが望ましい。障害者用エレベーター内には手すりがついていることが多いが、エレベーター内の広さが十分でない場合には、この手すりが車いすの出入りや方向転換に差し支えることがある。 (支援) 事務棟、図書館、共通講義棟、学生センター等、利用頻度の高い建物には障害者用のエレベーターを設置する。ドアが閉まるまでの時間は、30秒程度は必要である。普通の開閉ボタンは手が届きにくいので、車いす用の開閉ボタンがあると良い。なお、車いす用の開閉ボタンには「閉」のボタンがないものがあるが、利用の便を考えると開ボタンと閉ボタンの両方があると良い。さらに、車いす用の緊急時呼び出しボタンがあると良い。	5-10 屋内段差

No.	困難さ・考えられる支援の観点	参 照
5-17	<p data-bbox="261 320 435 353">h. 室内移動</p> <p data-bbox="261 360 1179 618">(困難・支援) 教室、研究室、事務室等の室内においても様々な困難があり、注意が必要である。机といすなどの配置は車いす移動に十分か確認が必要である。また、床に電気関係などの配線があると車いす移動の妨げになったり、杖が引っかかって転倒する危険がある。事務室では学生に対応するためのカウンターがある場合には、カウンターの学生の側のスペースが十分かどうかについても注意する必要がある。</p>	<p data-bbox="1195 320 1331 389">5-19 講義・ゼミ</p> <p data-bbox="1195 434 1305 504">5-24 実験など</p> <p data-bbox="1195 548 1331 618">5-31 書架の検索</p> <p data-bbox="1195 663 1356 732">5-33 図書館学習室</p> <p data-bbox="1195 777 1278 846">5-36 事務室</p> <p data-bbox="1195 891 1254 960">5-37 食堂</p> <p data-bbox="1195 1005 1356 1075">5-38 学習室・談話室</p> <p data-bbox="1195 1120 1278 1189">5-39 休憩室</p>

## 2. 学習

No.	困難さ・考えられる支援の観点	参 照
5-18	<p>(1) 全体 様々な場面（「座って学習する場面」、「立って学習する場面」、「動いて学習する場面」、「その他の場面」）があり、それぞれの場面において、車いす使用と杖使用による違いがある。</p> <p>(2) 座って学習する</p>  <p style="text-align: center;">車いす用の机の例</p>	
5-19	<p>a. 講義・ゼミ</p> <p>(困難・支援) 階段教室では移動が困難である。自分の着きたい席、例えば前の席や後ろの席などの選択ができない。机といすが固定してある場合には、机の高さや机といすの広さが足りず、車いすでは着席できない。また、杖使用で足を曲げられない人が座りにくい場合がある。床がフラットで、机といすが固定してない教室を使用する。机といすが固定してある教室を使用する場合は、移動可能な机といすを用意する。机は車いすにあわせて高さ調節ができるものが良い。</p> <p>上肢障害がある場合には、ノート、資料などへの筆記が難しかったりするので必要な対応をする。パソコン利用の際には、コンセントが利用しやすいか確認する。また、紙の取扱いが難しい場合があるので資料はデータで事前に送付することが望ましい。</p>	<p>5-22 ノート、資料 などへの筆記</p> <p>5-23 パソコン使用</p> <p>5-35 コミュニケーション</p>
5-20	<p>b. テスト</p> <p>(困難) 上肢障害により、筆記が困難である場合や時間がかかる場合がある。</p> <p>(支援) 必要に応じて受験上の配慮をする。時間がかかる場合は時間延長する。筆記が困難な場合は、パソコン使用（テキストのみならず音声での解答も考慮する）や、口述筆記をする。別室を用意することも考慮する。</p>	<p>5-22 ノート、資料 などへの筆記</p> <p>5-23 パソコン使用</p>

No.	困難さ・考えられる支援の観点	参 照
5-21	<p>c. レポート作成</p> <p>(困難) 上肢障害により、筆記が困難である場合や時間がかかる場合がある。また、通常のパソコンキーボードの操作に困難があることがある。</p> <p>(支援) 上肢障害によって、筆記の困難がある場合や時間がかかる場合には代筆者などの支援が望まれる。場合によっては提出期限の延長も考慮する。提出は紙ではなく電子媒体によることも考慮する。</p>	5-23 パソコン使用
5-22	<p>d. ノート、資料などへの筆記</p> <p>(困難・支援) 上肢障害の状態と程度により、筆記が困難である場合や時間がかかる場合がある。その場合は、要約筆記者をおくなどの支援が望まれる。また、代替手段として本人がパソコンを使用することを認めるなどする。</p>	5-23 パソコン使用
5-23	<p>e. パソコンの使用</p> <p>(困難・支援) 上肢障害がある場合には、通常のパソコンキーボードの操作に困難が見られることがある。</p> <p>不特定多数の学生が利用する場所、例えば図書館・学生学習室・事務室・就職情報室等や、場合によっては通常の講義用に特別なキーボードカバーなどのあるパソコンを用意しておくことが大事である。</p> <div data-bbox="406 952 1034 1288" style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">キーボードカバーの例</p>	5-35 コミュニケーション
5-24	<p>(3) 立って学習する</p> <p>a. 実験など</p> <p>(支援) 以下のことについて確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車いすに座っていて、あるいは杖使用で立っていても、棚などからの機器や物品が取り出しやすいか。</li> <li>・上肢障害がある場合に機器は操作しやすいか。</li> <li>・メモは取りやすいか。</li> <li>・実験机の高さが車いすに適しているか、杖使用で立って実験する場合に体に負担がかからないか。</li> <li>・実験機器を操作しやすい机か。</li> <li>・長時間の実験の場合に姿勢の保持への支援は必要か。</li> <li>・実験操作に必要な短距離の移動への支援は必要か。</li> <li>・実験室の水回りは利用しやすいか。</li> <li>・パソコン利用のためのコンセントは利用しやすいか。</li> <li>・照明などのスイッチは利用しやすい位置と高さにあるか。</li> <li>・グループで実験する際に、分担等について協議し、肢体不自由のある学生が姿勢と運動等の困難があることによって消極的にならず、積極的に参加できるよう配慮する。</li> </ul>	5-22 ノート、資料などへの筆記

No.	困難さ・考えられる支援の観点	参 照
5-25	<p>b. その他</p> <p>(困難・支援) 長時間の学習では疲労、一定姿勢を要求される学習では身体的苦痛などへの特段の配慮が必要である。</p>	
5-26	<p>(4) 動いて学習する</p> <p>a. 体育実技</p> <p>(困難) 車いすや杖使用の場合には、体育実技には困難なものが多い。</p> <p>(支援) 最近では、車いすバスケットボール、車いす卓球、車いすマラソン等々の障害者スポーツの普及が進んできており、指導員の養成コースなども充実してきている。大学等によっては、障害者のための「特別体育」を実施しているところがある。特別体育とは、特定競技の競技力の普及・向上を目指す目的、健康のためのスポーツを学ぶ目的、障害者スポーツを学ぶ目的等、様々な目的がある。肢体不自由者以外でも内部疾患のある学生に対する特別体育が実施されている大学等もある。その場合、大学等の医療機関(例えば、保健管理センター)が受講できそうな種目を選定し、授業担当者に情報を提供するという媒介的役割を果たすことが望ましい。また、水泳に関しては教員養成課程の学生では必修である場合もあり、医療機関との連携による情報入手が望まれる。</p>	5-34 特別カリキュラム
5-27	<p>b. 学外実習</p> <p>(支援) 学外実習の内容、場所により詳細は異なるが、基本的には「1. 移動」、「2. 学習」、「3. コミュニケーション」、「4. 学内生活」、「6. 災害時の支援」のすべての場面が該当する。</p>	
5-28	<p>(5) 情報処理</p> <p>a. 情報処理実習</p>	5-23 パソコン使用
5-29	<p>b. 電子情報のやりとり (パソコン、携帯電話など)</p>	5-35 コミュニケーション
5-30	<p>(6) 図書館</p> <p>a. 図書等の検索・機器の運搬</p> <p>(支援) カード収納棚と机といすの配置、図書カードは車いす、杖使用時に利用しやすいか、パソコン端末での検索では使いやすい条件が整っているか確認する。</p>	5-23 パソコン使用
5-31	<p>b. 書架の検索</p> <p>(支援) 書架の上の方にある本のタイトルが視認できるか、また、本に手が届くか、書架と書架の間隔は車いすでの移動に十分か確認する。</p>	5-35 コミュニケーション

No.	困難さ・考えられる支援の観点	参 照
5-32	<p>c. 棚等からの書籍取り出し</p> <p>(支援) 特に車いす使用の場合には、書架の高いところにある本などは取り出しにくい。また、低い位置であっても、腰や腕に負担がかかりやすいので、支援者が必要である。</p>	
5-33	<p>d. 図書館内の学習室</p> <p>(支援) 机の間の通路は車いすや杖での移動に十分か。机は車いすで使用可能か確認する。</p>	
5-34	<p><b>(7) 特別カリキュラム</b></p> <p>(困難・支援) 5-26体育実技で述べたように、肢体不自由者のための特別カリキュラムとして「特別体育」がある。この他にも、教員免許取得のための教育実習を特別支援学校で行なうことも可能である。例えば、小学校免許取得に必要な小学校実習を特別支援学校の小学部で行なうことが挙げられる。</p>	5-26 体育実技

### 3. コミュニケーション

No.	困難さ・考えられる支援の観点	参 照
5-35	<p>(困難) 肢体不自由の医学的原因によっては、発声・発語器官のまひなどのため、コミュニケーションに困難が見られることがある。</p> <p>(支援) パソコンや携帯電話を操作しての文字表現や、五十音表やカードなどでのコミュニケーションが有用な場合がある。障害のある人のコミュニケーションを支援するための拡大・代替コミュニケーション Augmentative and Alternative Communication (AAC) という支援機器も多くある。</p> <p>また、最近はタブレットPCに対応するアプリケーションも活用されている。</p> <div data-bbox="491 936 1066 1339" data-label="Image"> </div> <p>会話や筆談が困難な方のための携帯用会話補助装置の例</p>	5-23 パソコン使用



## ニーズ一覧 (場面別)

## 4. 学内生活

No.	困難さ・考えられる支援の観点	参 照
5-36	<p><b>(1) 事務室</b></p> <p>(困難) 中が狭いと車いすで回することは困難である。特に、カウンターがある場合にカウンター前のスペースは十分かどうかチェックが必要である。また、カウンターの高さにも留意が必要である。</p> <p>(支援) 室内は車いすで方向転換ができるようなゆとりのある広さにする。事務室の学生利用スペースは記入用机やパソコン、書類入れ棚等の設備が多く、また、学生で混雑するなど狭くなりやすいため留意する。カウンターは、車いすで利用しやすい高さのものが用意されていると良い。</p>	<p>5-10 建物・部屋への出入り</p> <p>5-11 ドア</p> <p>5-12 自動扉</p> <p>5-17 室内移動</p>
5-37	<p><b>(2) 食堂</b></p> <p>以下について確認する。</p> <p>(支援) ・テーブル間の広さは十分か。 ・テーブルは車いすの高さで着席して使用できるか。 ・食事の受け渡しカウンターの高さは車いすに適しているか。 ・杖を両手に持っても食事の受け渡しに不便はないか。 ・湯茶の機器の高さや受け口の広さは利用しやすいか。 ・支払いはスムーズにできるか。 など</p>	<p>5-10 建物・部屋への出入り</p> <p>5-11 ドア</p> <p>5-12 自動扉</p> <p>5-17 室内移動</p>
5-38	<p><b>(3) 学生学習室・談話室等</b></p> <p>以下について確認する。</p> <p>(支援) ・テーブル・机・いす間の広さは十分か。 ・テーブル・机は車いすの高さで着席して使用できるか。 ・パソコン利用のためのコンセントは利用しやすいか。 ・照明などのスイッチは利用しやすい位置と高さにあるか。 ・水道は利用しやすい高さで、操作しやすいレバー式か。 など</p>	<p>5-10 建物・部屋への出入り</p> <p>5-11 ドア</p> <p>5-12 自動扉</p> <p>5-17 室内移動</p>
5-39	<p><b>(4) 休憩室</b></p> <p>以下について確認する。</p> <p>(支援) ・休むための設備 (ソファ、簡易ベッド) はあるか。 ・水道は利用しやすい高さで操作しやすいレバー式か。 ・テーブル・机・いす間の広さは十分か。 ・テーブル・机は車いすの高さで着席して使用できるか。 ・照明などのスイッチは利用しやすい位置と高さにあるか。 など</p>	<p>5-10 建物・部屋への出入り</p> <p>5-11 ドア</p> <p>5-12 自動扉</p> <p>5-17 室内移動</p>

No.	困難さ・考えられる支援の観点	参 照
5-40	<p><b>(5) トイレ</b>            以下について確認する。            (支援) ・障害者用トイレが各階に一つはあるか。            ・ドアは中からも外からも開けやすいか (スライド式ドアが開けやすい)。            ・中は回るために十分な広さがあるか。            ・水道は自動センサーで水が出るか。            ・電気のスイッチの位置は高さや距離などが適当で操作しやすいか (自動センサー式が望ましい)。            ・鏡は見やすいか。            ・水を流すボタンが手元にもあるか。            (水を流すレバーが便器の後ろにしかないと操作しにくい)。            ・非常用ボタンがあるか。 など</p>	5-10 建物・部屋への出入り  5-11 ドア  5-12 自動扉  5-17 室内移動
5-41	<p><b>(6) 健康診断</b>            (困難) 移動検診車などでのレントゲン撮影は多大な困難がある。その他の健診項目についても様々な困難があり得る。</p>	
5-42	<p><b>(7) ATM</b>            (困難) ドアが開けにくくて入れないATMが多い。また、入り口が狭かったり段差があって車いすでは入りにくいものも多く見られる。さらに、中が狭く車いすで回ることが困難なこともある。            (支援) ATMへのアクセスに関しては、ゆとりある広い通路にする。必要に応じてスロープの設置、入り口の段差の解消が必要である。ドアは押し引き式ではなく、スライド式で軽く開けやすいドアが望まれる。ATMの中は車いすで方向転換ができるようなゆとりのある広さにする。</p>	5-10 建物・部屋への出入り  5-11 ドア  5-12 自動扉  5-17 室内移動
5-43	<p><b>(8) 自動販売機</b>            (困難) 車いすではたどり着けない段の上に設置されていることがある。車いすに座った状態では、お金の投入や、商品の取り出しが困難な販売機がある。例えば、販売機の商品選択ボタンが上の方にあると手が届かない場合や、取り出し口が下の方にあって取りにくい場合などがある。            (支援) 段差がないなど、アクセスできる場所に設置する。商品選択ボタン、お金の挿入口、商品取り出し口が車いすで使用可能か、また、杖使用時に利用しやすいか確認する。</p>	

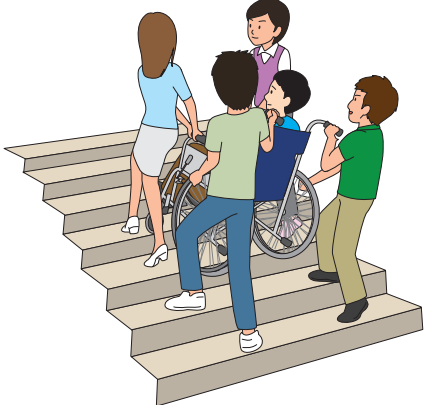
## ニーズ一覧（場面別）

## 5. 学外機関との連携

No.	困難さ・考えられる支援の観点	参 照
5-44	肢体不自由者の福祉に関する機関・団体としては、肢体不自由児者福祉協会、肢体不自由者協会等の名称の団体が各地にあり、肢体不自由者が地域で自立した生活を送るための支援事業を行なっている。これらの団体や地方公共団体の福祉担当部署などと連携したり、情報交換すると良い。	

## 6. 災害時の支援

No.	困難さ・考えられる支援の観点	参 照
5-45	<p>(困難) 緊急時に自力で避難が困難な肢体不自由の学生も多い。車いす、あるいは杖を使用している学生が2階以上の階にある教室・研究室等から、火災地震時に自力で安全に避難することは事実上不可能と言っても良いほどの著しい困難がある。</p> <p>(支援) 〈概要〉          自助による避難が困難な学生を明らかにしておく。          自助による避難が困難であるから、非常時においては、「まず安否確認をする」という前提ではなく、常に安否がわかる状態にあることが望ましい。すなわち、まさに避難しなければいけないそのときに避難支援者が側にいるようにする。それとともに避難支援者と大学等の当局とが連絡をとれるように支援体制を整備しておく。</p> <p>そのためには、本人の同意のもと、各学生の行動を把握しておく必要がある。各場面、例えば授業中、学内生活（校内）、日常生活（寮・下宿先等）等で誰が支援するのかを決めておく。その上で、災害の内容（例えば火災では階を下りるが、津波では階を上らないといけなかもしれない）、各学生の移動機能の状態、さらには各場面の条件（例えば建物の構造、階段の位置、肢体不自由学生が使用する教室・研究室等の位置など）によって必要な支援は異なることから、その具体的対応（誰がどのように支援してどのような経路で避難するか）を計画しておく。また、避難訓練の実施も必要である。</p> <p>特に教職員については、非常時に特段の支援を必要とする者がいることを理解しておく必要がある。</p> <p>〈留意事項〉          肢体不自由の学生の困難さは主に移動（避難行動自体）にある。したがって、学生数や地理的条件等、各大学の状況を踏まえつつ、災害時に特有の条件を考慮して具体的な制約とそれに対する具体的な対応について避難計画（マニュアル）を作成しておくことが必要である。</p>	5-1～17 移動

No.	困難さ・考えられる支援の観点	参 照
	<p>火災や地震といった緊急時にはエレベーターは使用できない、あるいは階段昇降機は使用しにくいと考えておく必要がある。その場合には、近い階段を使用して避難するが、その際いくつかのことを考慮しておく必要がある。</p> <p>①車いすをかかえて昇降するには最低4人の人手が必要である。</p> <p>このとき、階段を上るときも下りるときも、車いすに乗る障害学生の顔・腹側が常に上方向(天井)を向くように移動する(反対にすると、階段を降りるとき車いすから落ちてしまう危険がある)。</p> <p>なお、車いすを持ち上げるときは、外れやすい部分ではないことを確かめてから握る。車いすのホイール(車輪)やハンドリム部分(車輪の外側)は回転して危険なので持つてはならない。また階段の下側の介助者により荷重がかかるので、力のある人を下側に配置する。</p> <p>②介助者が少数(2~3名)の場合は、2名で障害学生を抱えて避難する方法もある。→1人が障害学生の背中側から両腕に手を入れて抱きかかえ、もう1人が障害学生の両脚を持って移動する(可能なら別の者が車いすを持っていく)。</p> <p>介助者が1名の場合は背負うこともやむを得ないが、車いすからの移乗が難しいことがあり、また足元がふらつきやすいので、十分注意する。背負うとき、可能なら障害学生も移乗に協力するとともに、しっかり抱きついてもらうようにする。</p> <p>③簡便な折りたたみ式の担架等の器具を使用して昇降することも有効。この場合には適切な複数の場所に担架を配置しておくことが良いだろう。</p> <p>したがって、各学生が各場面において避難の際にどのような支援が必要となるかを(器具については学内の適当な場所に配置して使用方法を周知した上で)シミュレーションをしておくことも必要である。</p> <p>また、常に避難支援者が側にいるようにするにしても、いざという緊急時にはその時身近にいる人々が協力して対応することが必要である。例えば、教室で一緒に講義を受けている学生と教員が協力して担架を用意して避難する、車いすを抱えて階段を下りる等である。そういう意味では、教職員・学生といった大学等の構成員の心構えの育成が大事である。</p> <p>さらには、緊急時に必要な支援の要望を的確に伝えることができるよう、障害学生本人の主体性を育てることも重要である。</p>	 <p style="text-align: center;">階段を上る介助</p>

# 6

## 支援体制の継続的な見直し

### 1. 支援体制の構築

支援対象となる障害学生の入学頻度が少ない場合には、そのときどきで周辺の学生や教職員を中心に支援体制を組むことが一般的なようです。しかし間欠的あるいは定期的に入学実績があり将来的にも見込まれるようになると、ノウハウの引き継ぎや体制の一貫性と計画性を保つために、一定の支援組織を構築・維持することの意義が出てきます。組織は関連教員と学生・教務などだけでなく、入試・就職・厚生・施設などの部局も含まれることが望ましいといえます。また学生相談・保健管理のスタッフとも連携・交流が必要となります。比較的小規模組織とする場合には、学生・教務と学生相談などを中核とする構成の大学等も見受けられます。この組織を全学的な位置づけとすることにより、効果的かつ円滑な支援体制を進めることができます。学生支援組織が先行して展開する場合がありますが、このときも教職員による対応体制が求められます。

### 2. 学生のニーズ変化への対応

肢体不自由の学生は、必要とする支援の内容や量が変動する場合があります。理由は様々ですが、障害程度そのものの変化だけでなく、生活経験の積み重ねや支援者を含む周辺学生との関係変化により困難への対応が変わってくることも影響するようです。生活スタイルの変化も関わります。例えば入学時前後の支援をピークとして次第に支援量を減らす学生もときどき見かけます。もちろん事情によってはより多くの支援を必要とすることもあります。いずれにしても、学生に対するモニターを行ない、ニーズの変化に応じた支援を講じることが求められるでしょう。

### 3. 物理的バリアの把握と改修

キャンパスや校舎などの物理的バリアを調査することは、肢体不自由の学生のより円滑な移動と活動を保障するとともに、バリアフリー環境形成に向けた認識を学内で共有するための資料となります。また施設部局等との改修計画協議に有用なデータを提出することができます。

しかし物理的バリアの状態は時間経過により変化します。新規の建物などが増えていることもあります。それらに伴い、物理的バリアの状況は改善あるいは悪化しているか確認する必要があります。また在籍する肢体不自由の学生にも、活動範囲や行動ルートに変化が生じているかもしれません。このような理由から、キャンパスの物理的バリアは定期的に調査し、データを更新することが望ましいでしょう。

キャンパスの事情に合わせて調査項目を整理し、記録を重ねていくと便利です。また調査箇所は写真に撮っておくと記録の曖昧さを無くし、訴求力を高めることができます。調べる対象箇所が大きい場合には、学生の主たる活動域を中心にエリアを区切り、いくつかのグループで分担しながらチェックすると負担が減ります。こうして収集した記録は、急な改修要望提出が求められても対応しやすくなり、また改修の年次計画作成へと繋げていくことができます。